国土交通省

東北運輸局青森運輸支局
プレスリリース

≪発表記者会：青森県政記者会≫

令和３年５月２８日
国土交通省　東北運輸局　青森運輸支局

一般貸切旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令等を発しました。

令和２年１２月７日に東北運輸局青森運輸支局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、当運輸支局において行いました。

記

１．行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：株式会社　中央タクシー　　代表取締役　山田　和夫
（法人番号：６４２０００１０１１４５２）
三沢市中央町２丁目７番２３号

営業所：本社営業所
三沢市中央町２丁目７番２３号

２．行政処分等年月日　　令和３年５月１４日

３．行政処分等の概要

（１）事業用自動車の使用停止処分

令和３年５月２８日から令和３年７月６日（２両×４０日）

（２）文書警告

【裏面へ続く】

４．違反の概要

（１）事業用自動車の使用停止処分

①運転者に対する指導監督違反

（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）

②運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反

（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項）

（２）文書警告

①疾病、疲労等のおそれのある乗務

（旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第５項）

②運転者に対する指導監督の記録違反

（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）

以　上

≪問い合わせ先≫
東北運輸局　青森運輸支局　輸送・監査部門
担当：庄司、千葉
TEL：０１７－７３９－１５０２